建築工事禁止仮処分命令申立書

平成○年○月○日

地方裁判所民事第　部　御 中

債権者代理人弁護士　　　　　　　　　　印

当事者の表示　　　　　　　　　別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利　　所有権ないし人格権

申　立　て　の　趣　旨

債務者は、別紙物件目録１記載の土地上に、別紙物件目録２記載の建物（未完成）について、建築工事を続行してはならない。

との裁判を求める。

申　立　て　の　理　由

第１　被保全権利

１　債権者は別紙物件目録３記の土地とその土地上の別紙物件目録４記載の建物を、昭和○年○月○日買い受け、居住していた。

　債務者Ａは上記債権者の住居の南側に位置する別紙物件目録１記載の土地（以下「本件土地」という。）を平成○年○月○日取得し、その土地上に別紙物件目録２記載のビル（以下「本件ビル」という。）の建築を計画し、平成○年○月頃、建築物の確認申請を所轄建築主事に提出し、同年○月頃、同確認を受けている。

　債務者Ｂは本件ビルの建築工事を債務者Ａから請け負い、平成○年○月頃より同ビルの建築工事に着手している。

２　本件土地付近の状況

　本件土地周辺は、都市計画法上の準住居地域と指定されており、付近は主に低層の住宅が建てられ、高層の建築物はない。

３　建築計画の概要

本件ビルの建築計画の概要は次のとおりである。

建築面積

建坪率・容積率

地上○○階、高さ約○○メートル

４　被害状況（日影時間）

　本件ビルが計画通り建築されると、甲第４号証の日影図のとおりとなり、債権者の建物の○○の部屋は午前○○時から午後○○時まで終日ほとんど日照を享受できなくなる。また債権者の建物の○○の部分は午前○○時から午後○○時まで日照を享受できなくなる。

５　交渉経緯

　債権者を含む付近住民に対し、○月○日説明会が行われたが、債務者らは債権者らの建築変更要請を無視し、建築を計画通り実行することを主張するばかりであった。

６　よって、債権者は債務者らに対し、受忍限度を超えた日照被害を受けるため本件ビルの建築禁止を求める。

第２　保全の必要性

　本件ビルは既に建築工事に着手しており、このまま完成した場合、もはや日照被害を除去することは困難であることが明らかである。よって、本申立に及ぶ次第である。

疎　明　方　法

甲第１号証　　登記事項説明書

甲第２号証　　登記事項説明書

甲第３号証　　用途地域図

甲第４号証　　日影図

甲第５号証　　報告書

添　付　書　類

１　申立書副本　　　　　　　　　　　　　２通

２　固定資産評価証明書　　　　　　　　　１通

３　甲１ないし５号証（写し）　　　　　各３通

４　証拠説明書　　　　　　　　　　　　　２通

５　訴訟委任状　　　　　　　　　　　　　１通